

令和元年 第18回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和元年9月20日（金）午後3時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	古	卷	勲
委員	上	野	操
委員	蓮	沼	千 秋
委員	石	井	正 治

事務局	教育推進課長事務取扱		
	教育委員会事務局参事	柴	田 靖 弘
	学務課長	田	島 勉
	指導室長兼教育研究所長	近	津 勉
	学校施設担当課長	石	塚 修
	統括指導主事	傳	田 学

書記	教育委員会事務局		
	教育推進課庶務係長	岡	田 隆 史
	同 主査	志	村 一 彦

千葉教育長	<p>開会時刻 午後3時</p> <p>ただいまから、令和元年第18回教育委員会定例会を開催します。 本日は、1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>日程に入るに先立ち、報告いたします。 告示しました第40号議案については、本日の議題から外します。 それでは、日程第1、署名委員を決定します。古巻委員と上野委員にお願いいたします。 続いて、日程第2、教育関係事務報告にまいります。 教育情報セキュリティポリシーの改定についての報告をお願いします。</p>
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	<p>お手元にカラー刷りで1部、教育情報セキュリティポリシーの改定についてという資料をご用意させていただきましたので、そちらをごらんいただければと思います。字が多くて恐縮でございますけれども。 1枚おめくりいただきまして、2ページ目から概要について説明をさせていただきます。 まず(1)のところですが、セキュリティポリシーとは、組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のことでございます。 4段落目のところですが、セキュリティポリシーは、運用を開始した後にも、職員の要求や社会状況の変化、新たな脅威の発生などに応じて、定期的な見直しが必要です。 また、見直しを行った結果、必要に応じてポリシーを改定しなければなりません。このため、江戸川区教育委員会においても必要に応じてセキュリティポリシーの見直し、改定を実施することとしておりますというものでございます。 こちらには記載がございませんが、現行の江戸川区学校情報化推進の情報セキュリティポリシーは平成21年4月に策定したものでございます。今回</p>

は、それを改定しようとするものでございます。

こちらの内容につきましては、その後、下に少し書いてございます。

他の行政事務では、職員以外の者が、情報端末を活用して日常的に情報システムにアクセスする機会は極めて限られておりますが、学校では、教室やパソコン室に児童生徒が自由に使えるパソコンが設置されており、授業はもとより休み時間等においても、児童生徒が、日常的に情報システムにアクセスする機会があります。このことが、学校現場における最大の特徴と言えますということでございます。

こうして、実際には学校においても事故というものが多発している中で、このような事態を招かないように学校現場ならではの特徴を考慮した情報セキュリティを確立する必要性が高まっている中で、文部科学省が学校における情報セキュリティ確保に向けて「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」というものを、平成29年10月に示しております。

このガイドラインには、学校現場における特徴や昨今のセキュリティにおける脅威を踏まえた必要な対策を盛り込んでおります。

本区におきましても、今回のこの文科省のガイドラインを踏まえまして、ここで本区の学校の情報セキュリティポリシーを改定するというものでございます。

一番下の段落に書いてございますが、今回改定したセキュリティポリシーは、令和元年10月1日より施行となります。現在既に稼働しているシステムについては、順次計画的に対応していきます。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。

ここに絵で描いてありますけれども、この情報セキュリティのつくり込みでございますが、一番上の赤い部分は江戸川区学校教育情報管理安全対策要綱として、その基本方針を定めたものでございます。

2段目の江戸川区学校教育情報管理安全対策基準、こちらはこの対策の具体的な基準を策定しているものでございます。この二段構えで情報セキュリティポリシーということをつくってございます。

これをもとにいたしまして、一番下にございます手順書やマニュアル等も今後作成して現場にもそれを周知していきたいという取り扱いをさせていただきたいと思います。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。教育ポリシーの適用範囲をお示ししてございます。

「教育委員会事務局並びに区立小・中学校、幼稚園等の所掌するもの」とされていますということです。

実は私どもは全庁LANシステムを使っておりまして、この4月に江戸川区のセキュリティポリシーが改定されましたが、これを基に学校のセキュリティポリシーも改定するものです。

ただ、学校と全庁LANの違いがございます。下に書いてございますが、学校現場でも事務職員等が、区的全庁LANシステムも使用しております。その範囲内においては、区の情報セキュリティポリシーも適用されるものであります。4行目に書いてございます。校長、副校長、事務員等がこの全庁LANも使っております。その範囲内においては区のセキュリティポリシーの対象となります。

先ほど申し上げたように、学校現場には教育用のLANということで、パソコン室ですとか、それから教室にあるパソコン、システム、それから校務用のLANを使用しておりますので、その部分の範囲ということで、教育でも今回の情報セキュリティポリシーを策定するということになってございます。

次のページをごらんいただきたいんですが、具体的にその現場にこういったものが今配備されておりますが、今回の改定によりまして、こうしたパソコン室や電子黒板機器、それから、今、特別支援教室の巡回指導の教員に対しては、モバイルも配備をして現在使っております。こうしたモバイルデバイスにつきましても、今回の改定の中に新たに記載をしたところでございます。

6ページ目でございますが、組織体制として、このセキュリティ対策を図るためのものを図でお示ししてございますが。最高情報統括責任者が教育長、そして情報セキュリティ統括者として教育推進課長、情報セキュリティ管理者として学校長や各課長、そして、その下に情報化推進リーダーを教員が担当します。そして、その下に教職員等ということで、こうした組織体制を組んでございます。

7ページ目をごらんください。対象者として書かせていただきましたが、教員、正規職員、再任用職員、非常勤職員、臨時職員及び派遣労働者ということで、今回の改定で派遣労働者を新たに加えております。

それから、情報資産の範囲ということになりますが、ここは主な種類と、それから資産の例ということで、デスクワーク、それから情報システム、それからこういったようなものが情報資産としてございまして、それぞれこのような具体的な例ということで、パソコンだけではなくて、そうしたネットワーク自体が対象というふうになります。

この8ページ目には、情報資産分類ということで、今回、少し具体例を挙

げさせていただきましても、機密性、安全性、可用性ということで、情報資産の分類をした上で、この分類の基準、そしてその属したものの補足説明という形で、ものによりましては機密性の高いもの、低いもの、それから安全性の三つの欄を、可用性についても三つの欄に分けているものであります。

9ページをごらんいただきたいんですが、こちらにわかりやすくまた教職員が注意すべき行動ということで、情報セキュリティレベルを維持するために「してはいけない」行動規範というものを示してございます。

主なものというところで挙げたものが表の中に入っております。電子メールの利用についてということであれば、差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除をすとかですね、基本的な部分から記載をしております。

また、10ページのほうでも同様に、「してはいけない」行動でご案内させていただきます。

12ページをごらんいただきたいと思っております。

これからの計画ということでございますが、今現在、児童・生徒も利用する学習系のシステムから、教職員のみが利用する校務系システムへの不正なアクセスを防ぐために、今現在も学習系ネットワークと校務系ネットワークは従来から分離をしております。

さらに近年、インターネットを通じた攻撃が巧妙化し、脅威が高まる中で、その対策として地方公共団体、これは江戸川区もそうですけれども、メールやWebアクセスを行うインターネットが接続されるネットワークとそれ以外の業務用で使うような、そういうシステムを分離するということが行われております。

今回の改定でも、このような脅威の高まりに対応して、校務系ネットワーク、学習系ネットワーク、またインターネットが接続される校務外部系ネットワークの三つのネットワークを分離をすることを明記させていただいております。

下に図でお示してございますが、この緑色の真ん中の部分、これが校務用、先生方が校務を行う……で、児童の個人情報も入っているような校務システムでございます。これと左側に書いてあります、ちょっと見づらくて恐縮でございます、教育用という教室やパソコン室で使っているもの、これは今も分離はされておりますが、その校務用の上にインターネットと接続が今現在されております。ここにはファイアウォールですとか、さまざまなそうしたインターネットからの脅威を避けるようなハード的なものも行っておりますけれども、これを今後、令和3年度にリプレースの機会を捉えまして、

	<p>校務用からインターネット環境を外して学習用に移すということを予定して      ございます。学習系からはインターネットに接続をし、そして校務用からは      切り離すと、個人情報の入っている校務用からは切り離すということを、令      和3年のリプレースの際に行いたいと予定してございます。</p> <p>13ページをごらんいただきますと、そのスケジュールとして示したもの      でございます。</p> <p>校務用のLAN、これは先生方が校務で使うものですが、今現在はインタ      ーネットに接続されております。</p> <p>下の欄は教育用のシステム。こちらでは、令和元年度に小学校39校で入      れかえを行いました。その内容では、教員1人1台の教育用の端末を配備し      ました。こちらにはインターネット環境を整えております。</p> <p>ただし、リプレースの時期がずれている下の2段、小学校31校、それか      ら中学校33校につきましては、次の入れかえの時期が令和3年度となっ      てございます。そのときには今回の39校と同様、教員1人1台の教育用の端      末を配備をし、こちらにインターネット接続の環境を用意することで、一番      上の学校LAN校務用の端末からインターネット環境を外すことを令和3年      に予定をしたいというのを今回記載させていただいております。</p> <p>これによりまして、情報の漏えい、そうした事故を防げるような環境にし      ていきたいという目的が情報セキュリティポリシーとなっております。</p> <p>ここにずらずら書きましたけれども、実態としては要綱と、それから基準      というものを定めたという内容でございます。</p> <p>説明がわかりづらくて恐縮でございますが、以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの件ですけれども、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>3ページの三角形の図のところでお伺いしたんですが、青いところで示さ      れている手順書やマニュアル等というようなところなんですけど。ここには、      私はこれがあつたらいいんじゃないかなと思ったのがQ&amp;Aなんです。そ      ういうものも入れ込んでくださるということでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>現在もそういった形で手順書、マニュアル書を用意しておりますので、今      回のセキュリティポリシーの改定に合わせた内容でも用意させていただきます。</p>

石井委員	<p>そうですか。ありがとうございます。</p> <p>５ページですけど、電子黒板機器もこのセキュリティポリシーの対象物となっているということですが、これは言ってみれば映すだけなので、入れる必要もないように思うんですが。これを入れられた理由というのは。</p>
教育推進課長	<p>この電子黒板自体は映し込むだけですが、そこを接続するパソコンの中に、授業で使うためのそういったコンテンツを落とし込んで、例えばインターネットから画像等を取り込んだ上で子どもたちに提示するための、そういった教材を用意して、それで電子黒板に映し込んでということで使っておりますので。ボードのパソコン自体を動かすためのパソコン自体というものは、やはりセキュリティポリシーの対象になるということで、この電子黒板機器というまとまりの中で示させていただいたということでございます。</p>
石井委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
古巻委員	<p>２ページ目ですが、セキュリティポリシー等というところの真ん中辺ですね、段落で言うと、他の行政事務ではということなんです。職員以外の者（市民の方など）とありますが、具体的にはこれはどういう人になるんでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>私ども職員は業務のために全庁LANシステムを使っております。その全庁LANシステム自体を職員以外が使うということはないです。ただ、インターネットを通じて、そのためのホームページへのアクセスももちろんそうですし、そういった中で、あとはメールですとか、そういったものでアクセスする可能性は十分ございます。そこを通じての脅威というものがあるのは、これは逃げられないという意味合いで、区のセキュリティポリシーについても、職員に対しての注意を記載してございます。</p>
古巻委員	<p>ないということですね。わかりました。</p>
教育推進課長	<p>学校では先ほど言いましたように、児童・生徒も教育用のシステムは使うという環境になっています。</p>
古巻委員	<p>９ページ目ですか、注意すべき行動、あるいは１０ページ目の「してはいけない行動」とありますが、これは本議題とは直接関係ないことと見ており</p>



教育推進課長	<p>ますが、罰則規定というのはあるんですか。これはまた別の次元でしょうか。</p> <p>この注意すべきと、それから「してはいけない行動」のその結果として事故ですとか、そういったものが起きた場合には、これは懲戒の対象になるということでございます。</p>
古 巻 委 員	<p>ここにはその辺の明記はしてないということですね。ありがとうございます。</p>
石 井 委 員	<p>ポリシーの適用範囲ということでお伺いしたいんですけども、校長先生が使っているパソコンは全庁ポリシーの適用を受けて、先生方が使っているパソコンは教育ポリシーの適用を受けるということになりますと、その後に書かれていることなんですけど、情報資産の分類ということで、機密性、完全性、可用性。私は聞いたことあるのは可塑性なんていう言葉も使われていたと思うのですが、この三つで、要はX、Y、Z軸のどういうことをやりなさいよという注意点といいましょうか、ガイドラインみたいなものがあると思います。</p> <p>お伺いしたいことは、全庁ポリシーと教育ポリシーでもって情報資産の分類は全く同じところに入ってくるんでしょうか。もし、それが乖離したりすると、校長先生はすごく注意しなくてはいけないのに教員のほうは注意しなくてもいいなんていう変な話が生じてしまうかななんて思いました。</p>
教育推進課長	<p>先ほど申し上げましたけれども、区の情報セキュリティポリシーもこの4月に改定されたものです。基本的に教育のポリシーも区のポリシーのもとに、それでいて、学校の環境として違うものを記載しております。先ほどもちょっと説明が足りなかったと思うのですが、校長、副校長、事務職員が使っているといったのは全庁LANの端末も仕事として使っております。それとは別に学校用の端末ということで校務用の端末、システムの端末を別に使っています。普通の教員の方々は校務用の端末は使っていますが、全庁LAN端末は、これは付与しておりません。ですので、対象外。さらに学校の特性が読み込まれた校務用なんですけど、教育用のLANを使用する際には、それを読み込んだ学校のセキュリティポリシー、これが適用範囲になります。</p>
石 井 委 員	<p>ありがとうございます。</p>

石井委員	<p>何とか倫理ということで、最近すごく気になっていることがあります。私自身、職場でもって研究倫理なんていうようなことに結構かかわることが多いんですね。倫理となりますと、それが即法律と結びつくので、法律というのは違反してはいけないというので、何々してはいけない、何々には注意しなさいということが全面に出てくるんですけど、本来的な倫理観というのは、何々をしなさいというような、そういうポジティブな表現で来るべきことだと私自身は感じております。そういった意味合いで、この情報セキュリティポリシーというか情報倫理は、今どういう状態でしょうかね。</p>
教育推進課長	<p>大変難しい質問でございますが。やはり先ほど申し上げたとおり、基本方針という点では要綱でございますが、何々しなければならない、してはならないという、そういう記載が主になっております。下記の内容は遵守しなければならないとかですね、そういう作り方になっております。ですので、これも本来の倫理というのとどうなのかということなんです。そういう情報というものは、やはり学校で児童・生徒の場合、特に教育用のシステムというのは授業のわかりやすい授業のためのツールとして使うものであって、そのためにインターネット環境を利用できたり、広くツールとして使ってもらうための配備をしているものですが、その使い方を間違えることによって、それが事故といえますか、あってはならない情報漏れですとか、そういったものにつながる可能性を秘めていると、それを戒めるということはおかしいですけども、それを防ぐための基準をやはり設けなければならないというのが、このセキュリティポリシーにかかわりますので。そういう意味では要綱、基準ともどちらかと言えば規制するような、そういう作り込みになっております。</p>
古巻委員	<p>仮定の話かもしれませんが、例えば情報資産の外部の持ち出し。USBメモリーだとかフォーマットでのいろいろな持ち出しの万やむを得ずする場合が出てくると思いますね。そのときの例えば具体的にいうとUSBメモリーの管理とかそういうのはどこかに届けないといけないとか、そういうものの管理は、その人個人に任されるわけですか。それとも、どちらなんですか。</p>
教育推進課長	<p>基本的に持ち出しは禁止しております。データの持ち出しは。ただ、USBメモリーを使うのには、そうした学校内での端末の教育用ですとか事務校務用に使ったりとか、そういったところのためのUSBメモリーは配付して</p>

蓮 沼 委 員	<p>おります。これを使う際には管理職にその申し出をして申請をして使う。ただし、これは持ち出しはできない。実は、以前はそれもあったんですが、U S Bメモリー自体で安全性が確保できるものが今はないということが前回のリプレースでわかりましたので、その際にU S Bメモリーを家に持って帰ったりとか、そういうことはできないことになってます。</p> <p>区のほうは今までずっと情報セキュリティということで、e - ラーニングですね、教職員に徹底させてきていると思うんで、あれはこれからも継続してということですね。それQ &amp; Aもあるし、成績悪いともう一回やらないといけないですかね。あれはとても意識も高めるし、そういったセキュリティ意識を定着させる、とてもすばらしいと思うので、あれはもっと中身をさらにね、今でもいいですけど、充実させていただいて、やっていくというのはやっぱりすごく安心・安全につながると思っております。継続して、よろしくをお願いします。</p>
教育推進課長	<p>今のお話で、毎年、年2回、情報セキュリティについてe - ラーニングを実施しています。その結果をもとに、また研修を行うということをしております。今回、この改定でありますので、改定後に改定した内容についてのe - ラーニングを実施しようということで検討をしてございます。先生方を守るためにやっていくというふうに我々思っておりますので。</p>
蓮 沼 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和元年第18回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後3時29分</p>